

## 第3期以降における経済評価の実施について（事務局案）

## 1 第3期以降に行う経済評価の考え方（第2期における経済評価との比較）

	第2期における経済評価	第3期以降の経済評価（案）
位置付け	施策評価の視点として①状態、②機能、③経済の3つの視点により総合的に評価を行い、経済評価は、状態・機能評価を補完するものとして参考的に実施する。	同左
目的	施策大綱事業により改善された水源保全地域が提供する価値（差分）の把握	水源環境保全税を活用し実施した特別対策事業による経済効果の把握
手法	<p><u>CVM（仮想的市場評価法）</u></p> <p>※「水源の森林づくり事業の推進」については試算的に代替法による調査も実施</p> <p><u>市民のマインドによる効果検証</u></p>	<p><u>代替法</u> もしくは</p> <p><u>上記目的を達成できる評価手法</u></p> <p>※上記手法による検証が困難な場合はCVMによる評価で実施</p> <p><u>一定の基準等に基づく効果検証</u></p>
実施結果	<p>① 1世帯あたりの支払意思総額 10,644円/年</p> <p>※施策開始前（H14年度）にもCVMによる支払意思総額を確認しており、当時の結果は3,637円/年であった。（設問は異なる。）</p> <p>② 「水源の森林づくり事業の推進」による総便益 約1,650億円</p>	—
活用方法	<p>○ 税込検討の際の参考データ</p> <p>○ 施策導入前後における支払意思額の変化の確認</p>	○ 20年間の税投資額（約800億円）に対する水源地域の経済的価値向上分（費用対効果）の確認
活用イメージ	<p>① 1世帯あたり約10,000円/年</p> <p>② 県全体では約365億円/年</p> <p>③ 実際の税額（40億円/年）と比較</p> <p>④ 過去の結果に比べ約3倍</p>	<p>① 20年間で約800億円を投資した。</p> <p>② 状態は～だけよくなった。</p> <p>③ 機能面の向上も検証できている。</p> <p>④ 経済価値についても投資額以上に（800億円以上）上がっている。</p>
実施時期	第2期 （施策の中間評価（前半10年）を見据えて実施）	第4期 （施策の最終評価（大綱期間20年）を見据えて実施）

## 2 第3期以降における経済評価の実施方針等について

上記1の考え方及び下記理由により、第3期中は施策の最終評価に向け手法の検討等を行い、第4期に代替法等の手法により最終の経済評価を実施する。

### (理由)

- ①施策の前半は今後の税収検討もねらいとして支払意思額に関する評価で良いが、施策の後半は個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を投資した税額（約800億円）に対してどの程度、経済効果があったかなどを示していく必要がある。
- ②【税投資額に対する費用対効果の検証】を目的に評価を行う場合、施策終了時を見据えた第4期が適当な時期と判断。
- ③現時点ですべての特別対策事業を代替法により検証することは困難。（評価手法が未確立など）
- ④CVMによる評価を実施した（する）際の影響を配慮。（支払意思額が低下した場合の取り扱いはどうするか。同様の調査（質問項目）でよいのか。など）

仮に第3期で経済評価を実施する場合は、中間評価報告書（H31取りまとめ）に結果を反映させる必要があることから、評価自体を平成31年度中に完結させる必要がある。その場合、平成31年度の予算編成スケジュールも考慮すると、8月に予定している第44回施策調査専門委員会までに実施方針等を固める必要がある。

### 3 経済評価を行うにあたって検討が必要となる事項

施策調査専門委員会（6月14日開催）で、前ページまでの資料（事務局案）について説明し、議論していただいたところ、委員からは次のような意見が出されました。

経済評価については、これらの意見を踏まえて、次回の施策調査専門委員会においても、検討を行います。

#### (1) 経済評価の目的について

- ・ 次回の経済評価は何のために行うか、ということを通認識とする必要がある。

#### (2) 経済評価を行う時期について

- ・ 事務局案では、第4期5か年計画の期間に行うとしているが、何故か。  
⇒（事務局）平成26年度末に実施した経済評価も、平成24年度から議論していただいて方法等を検討した。第3期5か年計画期間中には、内容や手法の検討を行いたい。
- ・ 第4期に20年間の評価を行うことは必要だが、第3期中にも評価を行い、継続的にデータを積み上げていくという方法も考えられるのではないか。
- ・ 第4期に行うとしても、第3期中には、経済評価として何を、どのように行うかの議論は、終えておく必要がある。

#### (3) 経済評価の手法について

- ・ 目的として『税を活用し実施した特別対策事業による経済効果の把握』となっているが、『代替法』で評価するとなると、その時点での経済評価となり、特別対策事業を実施したことによる増分（差分）を見ることとはならないのではないか。
- ・ 前回の経済評価のCVMという手法は、人口を掛けるので、神奈川県のような人口の多い県では、結果が大きくなってしまう。
- ・ CVMでの単年度便益に、何年分を掛ければ妥当なのか、というところが疑問。
- ・ 今までこれだけ取り組んできたという現況評価をするのではなく、特別対策事業として実施した施策が、将来に対して、どのくらい富を生んでいくのかということを見せる必要がある。
- ・ (11本の特別対策事業は事業ごとに正確が違うので) 細かく見ていくと、代替法による評価が難しいものが出てくると思われる。代替法以外の手法も、選択肢に残しておく、手法も含めて検討していく形がよいのではないか。
- ・ 代替法で評価するとなると、代替事業があるのかどうかの確認が必要。

#### (4) 経済評価の対象について

- ・ 何を対象にして評価するか。次回、経済評価を行う際には、平成26年度に経済評価を行った対象は、それをそのまま引き継ぐのかどうか。
- ・ 一般会計事業との区別が、どの程度、できるのか。